

長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

令和5年7月20日付け5農畜機第2599号承認
令和5年7月20日付け5長畜第93号

一般社団法人長野県畜産会（以下「畜産会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の助成を得て、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び地域の特色ある肉用牛振興を図るために事業を実施することとし、その実施に当たっては要綱等で定めるものほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業実施主体

畜産会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、一般社団法人、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が、地域における自主性と創意工夫を活かした肉用牛振興に必要な事業を実施する。

1 生産者集団

3戸以上の農業者から構成され、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第2の1の（1）のイの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、畜産会会长（以下「会長」という。）がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 肉用牛生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 利用組合（第2の1の（5）の事業に限る）

農協、農協連、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは長野県知事が適當と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとともに、その規約について会長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、畜産会は規約の承認にあたっては、長野県知事に協議するものとする。

- (1) 利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員の資格等に関する事項
- (2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項
- (3) 利用組合の経理に関する事項
- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項

- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等利用組合の事業実施に必要な事項

3 事業実施団体等

交付対象生産者集団を除く生産者集団等及び利用組合をいう。

第2 事業の内容

この事業の内容は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく「長野県酪農・肉用牛生産近代化計画」（以下「長野県酪肉近代化計画」という。）に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を畜産会が実施し、又は事業実施団体等が実施するのに要する経費について、畜産会が補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

イ 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。

(イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭し、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。

(ウ) 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。
なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。

(エ) 参加申請書（別紙様式第8号）を事業実施団体等に提出すること。

ウ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、エの期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げる（ア）から（エ）の全ての要件を満たし、（オ）又は（カ）のいずれかに該当するものとする。

(ア) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。

(イ) 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。

(ウ) 導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。

- (エ) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (オ) 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が長野県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2 つ以上の形質の育種価が長野県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。
- (カ) 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が長野県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1 つ以上の形質の育種価が長野県又は生産された都道府県等の育種価の上位 2 分の 1 以上であること。

エ 奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、(イ) の期末頭数から (ア) の期首頭数を差し引いた頭数とし、1 生産者当たり 50 頭を上限とする。ただし、交付対象生産者集団にあっては、1 集団当たり 50 頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの(オ) 又は(カ) のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とができるものとする。この場合、1 生産者又は 1 交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である 50 頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である 50 頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

(ア) 期首頭数

事業実施年度の前年度の 1 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、イの(イ) のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の 1 月 1 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(イ) 期末頭数

事業実施年度の 12 月 31 日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

オ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

(ア) 事業実施団体等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳（別紙様式第 9 号）を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。

(イ) 事業実施団体等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳（別紙様式第 9 号）及び関連する「牛個体識別台帳（牛トレーサビリティー）」等の証拠書類をあらかじめ畜産会へ提出しなければならない。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

ア 事業の内容

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、事業実施団体等が次の取組を行う場合の奨励金の交付。

(ア) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合

(イ) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場及び農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）に対し、一定期間貸し付ける場合（事業実施団体等が他の事業実施団体等又は市町村を経由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ、（エ）又は（オ）のいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

(ア) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

(イ) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

(ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、長野県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1／2以内の雌牛であること。

(エ) 別表2-1に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種については、長野県が地域の多様な系統群の確保に必要と認める系統の繁殖雌牛であること。

(オ) 希少系統（栄光、藤良、熊波、岩田及び城崎の系統をいう。）の種雄牛を父牛とする雌牛であること。ただし、別表2-1に定める種雄牛及び別表2-2に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛を父牛とする雌牛は除く。

なお、系統は父系による分類とするが、父系による分類が困難な「城崎」の系統については、始祖牛（「奥城土井」又は「城清」）の遺伝子を保有する確率が5%以上の種雄牛を「城崎系」と分類することができるものとする。

ウ 一定期間

アの一定期間とは、購入後48か月以上とする。ただし、導入した雌牛に事故等が生じ、会長に事故報告書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

ア 事業の内容

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき事業実施団体等が次の（ア）、（イ）の取組を行う場合に奨励金を交付。

(ア) 雌牛を購入し、一定期間、事業実施団体等が自ら飼養する場合

(イ) 雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人をいう。）に対し、一定期間、事業実施団体等が貸し付ける場合（事業実施団体等が他の事業実施団体等又は市町村を経由して貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の（ア）及び（イ）の要件を満たし、（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する雌牛とする。

- (ア) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (イ) 登録団体が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。
- (ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、長野県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位2分の1以内であり、かつ家畜改良増殖目標や都道府県の改良方針を勘案し、長野県が推奨する雌牛であること。
なお、黒毛和種以外の肉専用種であって、育種価が算出されていない場合は、長野県が地域の改良に必要と認める雌牛とする。
- (エ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質2つ以上が、全国、長野県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位2分の1以内であり、かつ家畜改良増殖目標や都道府県の改良方針を勘案し、長野県が推奨する雌牛であること。
なお、黒毛和種以外の肉専用種であって、育種価が算出されていない場合は、登録団体が定める正常発育曲線の体高又は体重のいずれかが下限を超えていること。

ウ 貸付期間

アの一定期間とは、雌子牛（満6か月齢以上12か月齢未満）にあっては、購入後概ね42か月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあっては、購入後概ね36か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間とする。ただし、導入した雌牛に事故等が生じ、会長に事故報告書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

（4）繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

ア 事業の内容

事業実施団体等が、長野県酪肉近代化計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭等に資する（ア）の取組又は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資する（イ）の取組を実施する経費について補助するものとする。

(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

- a 簡易牛舎（育成牛舎（繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。）を含む。）の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材（以下「簡易牛舎等」という。）の導入

- b 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(イ) 子牛の健康維持に資する器具機材

- a 子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）（以下「子牛用器具機材」という。）の導入

- b 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(ウ) (ア) のb又は(イ) のbに係るリース事業者等

- a リース事業者

事業実施団体等が選定し、会長が認めたリース事業者であること。なお、選

定に当たっては、附加貸付料が極力、低廉なリース事業者を選定するよう努めること。

b 貸付期間

貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めることとする。

(a) 貸付期間終了後に貸付対象の簡易牛舎等の所有権を移転する場合

簡易牛舎等の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の簡易牛舎等については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に簡易牛舎等の所有権を構成員に移転することを前提に、リース事業者が別に定めるものとする。ただし、貸付期間の終了前に所有権が移転したときは、事業実施団体等又は構成員において適正に使用するものとする。

(b) 貸付期間終了後に簡易牛舎等の所有権を移転しない場合

簡易牛舎等の貸付期間は、法定耐用年数とする。

c 貸付期間の短縮

事業実施団体等は、短縮した貸付期間の終了後に構成員に譲渡しようとする場合は、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の（5）の規定に基づき、機構理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

d 途中解約の禁止

事業実施団体等は、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施団体等がリース事業者に支払うものとする。なお、簡易牛舎等の管理運用を構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員は解約金相当額を事業実施団体等に支払うものとする。

e 事業の中止等による補助金の返還

畜産会は、要綱別添2の第2の6の（2）に従い、事業実施団体等に対し補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、簡易牛舎等の管理運用を構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員は畜産会が別に定める額を事業実施団体等に支払うものとする。

イ 簡易牛舎、資材、器具機材については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 事業実施団体等（代表者）として会計の処理を行うこと。

(イ) 事業実施団体等において肉用牛の生産性向上に関する計画（別紙様式第10号）を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

(ウ) 事業実施団体等は、管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を事業実施団体等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(エ) 事業実施団体等がリース事業者から借受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の（2）、12の（10）から（12）及び13の（1）の施設整備及び補助対象財産の管理運営に係る規定に従うものとする。

ウ 事業実施団体等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付17生産第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画（以下「飼料自給率向上計画」という。）を作成していること。

(5) 肉用牛ヘルパー推進

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、肉用牛ヘルパー要員の出役調整、傷害保険及び損害保険の加入、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動に対して助成する。

第3 事業の要件

1 みどりの食料システム戦略

第2の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の(1)から(4)の事業に参加しようとする生産者集団等の構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

- (1) 令和5年度に、配合飼料価格安定基金(配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱(昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知)第2の(1)に定める配合飼料価格安定基金をいう。)が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下この項において「契約」という。)の締結をしている者であること。
- (2) 令和4年度及び令和5年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- (3) 令和4年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和5年度に契約を締結していない者であること。

3 家畜共済等の積極的な活用

事業実施団体等は、第2の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(4)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う事業実施団体等の構成員へ、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施団体等は、事業の実施に当たっては、畜産会が定める期日までに、事業実施計画(別紙様式第1号の別紙)を作成し、会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表3の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金の交付手続き等

1 補助金交付申請及び交付決定

- (1) 事業実施団体等は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別紙様式第1号）を作成し、会長に提出し承認を受けるものとする。

会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第2号）により、事業実施団体等に通知するものとする。

- (2) 第1の規定により交付対象生産者集団を除く生産者集団及び利用組合（事業実施団体等）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施団体等が属する農業協同組合（以下「取りまとめ農協等」という。）は、事業実施団体等の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに会長へ提出するものとする。

また、会長は、取りまとめ農協等を通じて、事業実施団体等に交付決定通知を送付するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

- (1) 事業実施団体等は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を作成の上、会長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

- (2) 取りまとめ農協等は、事業実施団体等の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに会長へ提出するものとする。

3 補助金の支払

- (1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るため、事業実施団体等からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に事業実施団体等から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

- (2) 取りまとめ農協等は、事業実施団体等の補助金概算払請求書を取りまとめの上、自らの補助金概算払請求書とともに、会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 事業実施団体等は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第5号）を会長に提出するものとする。

- 2 取りまとめ農協等は、事業実施団体等の実績報告書を取りまとめの上、自らの実績報告書とともに、会長に提出するものとする。

- 3 会長は、実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を事業実施団体等へ通知するものとする。

第8 運営状況の報告

事業実施団体等は、第2の1の（4）の事業のうち、「畜産業振興事業の実施につい

て」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあっては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書（別紙様式第7号）を作成し、会長に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施団体等は、会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施団体等は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施団体等は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第11号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの事業実施団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、事業実施団体等の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、会長に提出するものとする。

第10 事業の推進等

事業実施団体等は、県の指導の下、関係団体、畜産会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

1 事業実施団体等は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。

2 事業実施団体等は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を会長に提出するものとし、会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記

録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4 事業実施状況の聴取等

会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施団体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の（2）の規定による概算払請求、第7の規定による実績報告、第8の規定による運営状況報告及び第9の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、会長が認める場合には、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 会長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができる。
- 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（令和5年7月20日付け5長畜第93号）

この実施要領は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫（以下「BL」という。）、創傷性心のう炎又は特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明（盜難の場合を含む）となった日から30日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰（自主とう汰を含む。）により、BLの感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

別表 2-1

第2の1の(2)のイの(エ)及び(オ)関係

No.	名号	登録番号	No.	名号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	9	福増	黒原 5273
2	勝早桜5	黒 14289	10	満天白清	黒 15024
3	耕富士	黒原 5400	11	美國桜	黒原 5204
4	幸紀雄	黒原 5297	12	美津照重	黒 13968
5	茂晴花	黒 14619	13	安亀忠	黒 5908
6	華忠良	黒原 5564	14	諒太郎	黒原 5605
7	秀幸福	黒原 5406	15	若百合	黒原 5553
8	福之姫	黒原 5689			

別表 2-2

第2の1の(2)のイの(オ)関係

系統	No.	名号	登録番号	No.	名号	登録番号
(1)栄光系	1	秋忠平	黒原 5460	12	秀幸福	黒原 5406
	2	勝忠平	黒原 3800	13	平茂勝	黒原 2441
	3	勝早桜5	黒 14289	14	福華1	黒 14279
	4	勝平正	黒原 4349	15	美津百合	黒原 4990
	5	金幸	黒原 2865	16	安亀忠	黒 5908
	6	金太郎3	黒原 5271	17	安茂勝	黒原 4006
	7	耕富士	黒原 5400	18	百合茂	黒原 4086
	8	幸紀雄	黒原 5297	19	百合白清2	黒原 5361
	9	忠富士	黒原 4369	20	喜亀忠	黒原 5136
	10	直太郎	黒原 5313	21	諒太郎	黒原 5605
	11	白鵬85の3	黒原 5360	22	若百合	黒原 5553
(2)藤良系	1	愛之国	黒原 5747	8	平茂晴	黒原 3712
	2	北福波	黒原 3793	9	福之国	黒原 3491
	3	茂晴花	黒 14619	10	福之姫	黒原 5689
	4	第1花国	黒 12510	11	美國桜	黒原 5204
	5	隆之国	黒 13809	12	美穂国	黒原 4617
	6	花国安福	黒原 4899	13	芳之国	黒 14203
	7	秀正実	黒原 5401			
(3)熊波系	1	茂洋	黒原 4257	2	好平茂	黒原 5151

注 本事業における系統は父系による分類とする。

別表 3

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成 増頭推進	<p>優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた増頭奨励金の交付</p> <p>第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛</p> <p>第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛</p>	<p>1頭当たり80千円以内</p> <p>1頭当たり100千円以内</p>
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	<p>繁殖雌牛導入奨励金の交付</p> <p>第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛</p> <p>第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)、及び(オ)の要件を満たす雌牛</p>	<p>1頭当たり60千円以内</p> <p>1頭当たり90千円以内</p>
(3) 優良繁殖雌牛導入支援	<p>優良繁殖雌牛導入奨励金の交付</p> <p>第2の1の(3)のイの(ア)から(ウ)の要件を満たす雌牛</p> <p>第2の1の(3)のイの(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす雌牛</p>	<p>1頭当たり40千円以内</p> <p>1頭当たり50千円以内</p>
(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備	<p>ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等</p> <p>(ア) 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費</p> <p>(イ) 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>イ 子牛の健康維持に資する器具機材</p> <p>(ア) 子牛用器具機材を導入するための経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 (ただし、細霧装置については1 経営体当たり1,000千円以内、子牛</p>

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
(5) 肉用牛ヘルパー推進	<p>(イ) 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費</p> <p>肉用牛ヘルパー利用組合に係る活動経費</p> <p>ア 肉用牛ヘルパー組織化のための協議会の開催、計画策定</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための器具の整備等</p> <p>ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入推進</p> <p>エ 肉用牛ヘルパー出役調整</p> <p>オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催</p> <p>カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ</p> <p>キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進</p>	<p>用ヒーターについては 1 経営体当たり 700 千円以内)</p> <p>リース料のうち、子牛用器具機材の取得価格相当額の 1 / 2 以内 (ただし、細霧装置については 1 経営体当たり 1,000 千円以内、子牛用ヒーターについては 1 経営体当たり 700 千円以内)</p> <p>1 / 2 以内</p>